

愛知県地域保健医療計画の見直し（5事業等推進部会審議事項分）について

1 趣旨

- 医療法第30条の4の規定により、都道府県は、地域の実情に応じた、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとされている。
- 愛知県地域保健医療計画は、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的としており、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の医療連携体制の構築等について記載されている。
- 現行の愛知県地域保健医療計画の計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間であり、令和2年度には中間見直しが行われ、令和4年3月に開催された医療審議会において承認され、令和4年4月から適用されている。

次期愛知県地域保健医療計画は令和6年度から令和11年度の6年間であり、令和5年度は次期計画の見直しの年となることから、**今後提示される予定の国の医療計画作成指針等を踏まえ、計画の見直しを行う。**

- 次期愛知県地域保健医療計画においては、医療計画の記載事項に新興感染症発生・まん延時における医療を追加し、6事業とする。
- 具体的な内容については、愛知県感染症対策連携協議会（仮称）において協議し、5事業等推進部会の所管としない。

2 5事業等推進部会における見直しの方向性

- 国は、令和6年度から開始される第8次医療計画の策定に向けて、「第8次医療計画等に関する検討会」を開催しており、この検討会において令和4年12月28日に「**第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ**」（参考資料1）参照）が示された。
- 今後は、このとりまとめを基に改正予定である国の「医療計画作成指針」、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」等に基づき、**各分野の会議において見直し作業を進める。**

【意見のとりまとめの主な内容】

（1）救急医療（県救急医療協議会）

- ・増加する高齢者の救急や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化する。
- ・居宅・介護施設の高齢者が、自ら意思に沿った救急医療を受けられるような環境整備を進める。

- ・ドクターヘリ・ドクターカーについて、地域においてより効果的な活用ができるような体制を構築する。
- ・新興感染症の発生・まん延時において、感染症対応と通常の救急医療を両立できるような体制を構築する。

（2）災害医療（県災害医療協議会）

- ・DMAT・DPAT等の派遣や活動の円滑化や、様々な保健医療活動チームの間での多職種連携を進める。
- ・災害時に拠点となる病院、それ以外の病院が、その機能や地域における役割に応じた医療の提供を行う体制の構築を進める。
- ・浸水想定区域や津波災害警戒区域に所在する医療機関は地域と連携して止水対策を含む浸水対策を進める。
- ・医療コンテナの災害時における活用を進める。

（3）へき地医療（県へき地医療支援計画策定会議）

- ・へき地における医師の確保については、引き続きへき地の医療計画と医師確保計画を連動して進める。
- ・へき地における医療人材の効率的な活用や有事対応の観点から、国は自治体におけるオンライン診療を含む遠隔医療の活用について支援を行う。
- ・へき地医療拠点病院の主要3事業（へき地への巡回診療、医師派遣、代診医派遣。）の実績向上に向けて、巡回診療・代診医派遣について、人員不足等地域の実情に応じてオンライン診療の活用が可能であることを示し、へき地の医療の確保を図るための取組を着実に進める。

（4）周産期医療（県周産期医療協議会）

- ・周産期医療の質の向上と安全性の確保のため、周産期医療圏を柔軟に設定し、基幹となる医療施設への集約化・重点化を進める。
- ・保健・福祉分野の支援や小児医療との連携を含む周産期に関わる幅広い課題の検討に専門人材等も参画し、周産期医療に関する協議会を活用する。
- ・ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児の在宅ケアへの移行支援など、周産期医療体制の整備を進める。
- ・周産期医療に携わる医師の勤務環境の改善を進めつつ、医療機関・機能の集約化・重点化を進める。
- ・新興感染症の発生・まん延時に備えた周産期医療体制を整備する。

(5) 小児医療

- ・小児患者が救急も含めて医療を確保できるよう医療圏を設定するとともに、地域の小児科診療所の役割・機能を推進する。
- ・保健・福祉分野の支援や周産期医療との連携を含む、小児に関わる幅広い課題の検討に専門人材等も参画し、小児医療に関する協議会を活用する。
- ・医療的ケア児を含め、地域の子どもの健やかな成育が推進できるよう、支援体制を確保する。
- ・保護者への支援のため、子ども医療電話相談事業（＃8000）を推進する。
- ・小児医療、特に新生児医療に携わる医師の勤務環境の改善を進めつつ、医療機関・機能の集約化・重点化を進める
- ・新興感染症の発生・まん延時に備えた小児医療体制を整備する。

(6) 在宅医療（県在宅医療推進協議会）

ア 在宅医療の提供体制

- ・今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。
- ・「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する。
- ・「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

イ 急変時・看取り、災害時等における在宅医療の体制整備

- ・在宅療養患者の急変に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。
- ・平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進めるとともに、災害時における業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

ウ 在宅医療における各職種の関わり

- ・医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示による、在宅療養患者への医療・ケアの提供を進める。
- ・在宅医療における各職種の機能・役割について明確にする。

3 令和5年度のスケジュール

各分野それぞれの会議において具体的な議論を行ったうえで、パブリックコメント、関係団体への意見照会を経て、法定の医療審議会医療体制部会及び医療審議会に諮り、来年度中に計画を完成させる。

年月	医療審議会等	5事業等推進部会	各会議
3月	医療審議会（計画の基本方針・構成等の決定）		
令和5年4月			
5月			・へき地医療支援計画策定会議（第1回）
6月			・周産期医療協議会（第1回）
7月	医療体制部会（素案検討）		・救急医療協議会（第1回） ・災害医療協議会（第1回） ・へき地医療支援計画策定会議（第2回）
8月			・在宅医療推進協議会（第1回）
9月		5事業等推進部会（第1回）	
10月	医療体制部会（試案検討）		・周産期医療協議会（第2回）
11月	医療審議会（原案の決定）		・へき地医療支援計画策定会議（第3回）
12月			
令和6年1月	市町村、関係団体へ意見照会・パブリックコメント		・救急医療協議会（第2回） ・災害医療協議会（第2回） ・在宅医療推進協議会（第2回）
2月	医療体制部会（修正原案→案）		
3月	医療審議会（答申）		